

公共鹿第28号  
平成31年4月5日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

改元に伴う文書等の取扱いについて (通知)

このことについて、下記のとおり事務を取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 文書・認定証等について

- (1) 本年4月30日までに当支部が作成する文書・認定証(高齢受給者証, 限度額適用認定証, 限度額適用・標準負担額減額認定証)については, 改元日以降の年度についても「平成」と表示します。
- (2) 改元前の元号(平成)が表示された文書・認定証については, 改元日以降においても有効なものとして取り扱います。

2 各申請書等用紙について

各申請書等用紙については, 改元日以降に新元号(令和)へ変更しますが, 改元日以降, 当分の間は, 現行の様式を修正し使用することができるものとします。なお, 修正し使用する場合, 訂正印は不要です。

3 年号コードについて

新元号については「5」で表記することとします。

[参考] 年号コード

明治	1	大正	2	昭和	3	平成	4	令和	5
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

電話 099-286-5206